

人間文化研究機構利益相反委員会設置要項

令和3年11月15日

機構長裁定

令和4年3月31日改正

(設置)

第1条 人間文化研究機構利益相反ポリシー4(1)①の規程に基づき、人間文化研究機構(以下「機構」という。)に利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、機構における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反ポリシーの制定及び改廃
- (2) 利益相反に関する自己申告の内容の調査等
- (3) 利益相反に関する自己申告への対応
- (4) 利益相反状況に関するマネジメント
- (5) その他利益相反に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 機構長が指名する理事 1名
- (2) 機構の各大学共同利用機関(以下「各機関」という。)から、機関の長が推薦する職員 各1名
- (3) 機構長が委嘱する機構外の学識経験者 若干名
- (4) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

(議事)

第5条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(自己の携わる利益相反に係る事案の審議)

第7条 委員長及び委員は、自己の携わる利益相反に係る事案の審議の際には、その審議及び採決に加わることができないものとする。

(不服申立て)

第8条 利益相反に関する自己申告を行った役職員は、当該自己申告に対して求められた措置に不服がある場合には、不服申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあった場合には、委員会は審議を行い、機構長が措置の最終決定を行う。

(事務)

第9条 委員会の事務は、機構本部研究企画課において処理する。

附 則

1 この要項は、令和3年11月15日から施行する。

2 この要項の制定によって最初に選出される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。